

業務内容開示規程

平成4年6月22日

理事会決議

平成7年2月23日	一部改正
平成12年10月24日	一部改正
平成19年12月19日	一部改正
平成20年3月19日	一部改正

(目的)

第1条 この規程は、協会が行う投資運用業者及び投資助言・代理業者の業務内容等の開示につき、必要な事項を定める。

(業務内容等の開示)

第2条 協会は、会員の公正な業務運営を確保することにより投資者保護を図るとともに、投資運用業及び投資助言・代理業の健全な発展に資するため、各会員の事業主体に関する事項、事業活動に関する事項等の資料を、公衆の縦覧に供するものとする。

(開示のための資料)

第3条 会員は、前条の規定により協会が行う縦覧に供するため、理事会が必要と認めた資料を協会事務局に提出するものとする。

2 前項に定める資料のほか、法令等に基づき作成した資料で公衆の縦覧に供せられているもののうち、必要と認められるものは、開示資料作成のために利用することができる。

(開示の方法)

第4条 協会は、前条の規定する資料を取りまとめた上、速やかに協会事務所に備え置くものとする。上記の他、協会は、同資料について、協会ホームページにおける閲覧に供するかたちでの開示を行うことができるものとする。

2 協会は、提出された資料の開示に当たっては、第2条に規定する開示の目的に従って各資料の取扱いを公正的確に行わなければならない。